

御處置、公平至當に出で、上天に恥づる處なく、朝威、是より興起し、化育の正しきを見て、開夜瞬間、全國に及び、海外諸國、是を聞いて、國信一洗、和親、益固からん。是等の大意、我主、獨、憂ひて、他の解せざるの所なりと。云々。

西郷氏、答云、我一人、是等を決する能はず。乞ふ。明日出立、總督府へ言上すべし。又、明日、侵摩の令あれどもと云て、左右の隊長に令し、是を止め、從容として別れ去る。又、彼が傑出果決を知るに足る。

嗚呼伏見の一擧、我過激にして、事を速にし、天下人心の向背を察せず、一戰塗地、天下、恟々として不定。薩藩一二の小臣、上天を揆み、列藩に號令し、出師迅速、猛虎の群羊を驅るに類す。何ぞ、其、雄なる哉。我、高輪に往き、西郷氏と對話するを聞て、我家の士人三四百名、連合して、以て、廠の上官に、書を出し、云、我と、西郷と談合し、國の大患を爲す。此二人を討たば、邦内平穩。他は、何事を爲さん。依之、此儀建言すと。諸有司、甚、之を愁ひ、我兵隊二隊を引き行けと云ふ。我思ふに、もし、兵を引率せば、彼が兵、必ず疑ひ、却て、不測の變を惹き起さんとも、亦知るべからず。故に、謝して、其言に隨はず。單騎にして至る。歸途、薄暮に及ぶ。果して、赤羽根近傍にて、襲撃に逢ふ三回。幸にして、彈丸、頭上を過ぎて、其災を通る。當時、部下の人心、大抵如此。

(中略)

四月四日、勅使柳原、岩倉等に、官軍參謀五名、城に入り、御書付、御處置等を申渡さる。

左の如し。

第一條 慶喜去十二月以來、奉、欺。

天朝を、兵力を以て皇都連日、鎗砲し、重罪なるに依り、追討官軍被差向之處、段々眞實恭順謹慎の意を表し、謝罪申出候に付ては、祖宗以來二百餘年治國之功業、不、少、勞、以、

思召左之件實行相立候上は、被處寛典、徳川家名被立下、慶喜死罪一等被宥、候間、水戸表、退き、謹慎被在之、べく、事。

第二條 城明波尾張藩へ可相渡之事。

第三條 軍艦、砲、砲、引渡追て相當可被差返候事。

第四條 城内住居之家臣は、城外に引退謹慎可罷在事。

第五條 慶喜、叛謀、相助、候者、重罪なるに依り、可被處、嚴科、處、格、別、之、寛典、を、以、死、一、等、可、被、宥、候、間、相、當、之、處、置、致、し、可、言、上、事。

但、萬石以上は、以、朝、裁、可、被、達、之、事。

罷免後の對馬守

徳川慶喜奉欺罔天朝之未終に不可言之所業に立到り候條深く被備宸襟候依之御親征海陸諸道進軍之處悔悟無二念之趣被開召被爲垂皇恩之餘別紙之通被仰下候條謹而御請可有之候就ては本月二日を期限とし各件處置可致様御沙汰候事。右限日既に寛假の上は更に款願哀訴等斷然不被聞食恩威兩立確乎不拔之數慮候連に拜啓不可有異議者也。

右勅使の申渡を承け奉る爲に、此日、登城する者、田安中納言 並に、一橋家の參政監察兩 二人なりき。

四月九日、大久保一齋と共に、池上本門寺に至り、官軍の先鋒參謀に逢ひ、城地、其他、引渡の事を談ず。或云、此事、容易ならず。我云ふ處を用ひらるれば、或は、無事を保たん。且、武器類の如きは、歩卒四千名と共に引渡さん、城門、櫓門、藏舍の如きは、器物充満、一々箇目を製しがたし。是等は、其儘、城に添へん。且、其他、米倉、造幣舍、器械製造局、材木貯所、其他、枚擧すべからず。是等、皆、徳川氏の家臣、小吏を以て、守衛せしむる者數百人、一朝、是等を解き、謹慎家居せしめば、代り附する者、誰々官卒あるべしといへども、其輩は、土地、事狀に疎くして、効用に乏しからん。且、數百人に非ざれば、恐らくは、守衛成り難からん。故に、今、從來の小吏を附し之を引渡さば、公私の便にして、且、詳盡

亂入の弊なからん。猶、其他、如此々々と、此事不被聞時は、忽にして、昏下、大混雜、一粉擾を發せん。且、官家入城の各員、五六名たるべし。唯、其式あるのみにして止まりん。我も亦、運對、六名を以てせん。如何と。答ふる所、とかく、熟議を要すと。翌日に及で、答て云、皆、我意見の如しと。

四月十一日、城地、武器、其他、引渡の式を終る。官人の入城せし者は、柳原前光、西郷吉之助、其他五六名、我家、其式に臨むものは、田安中納言、大久保一齋、其他五六名、禮讓、其式を完うして止む。(勝安房)

海外の通商交際起るに及んで、邦内の紛擾十有余年、此時に當りて、我邦内に歸せずば、護國の道不立。大諸侯廢せずば、國權數岐に分れ、國家の安危測るべからず。天數循環して、明治の統一統をなしもの、又徳川恭順の誠意早く奉還の舉に出でしにやらざるべからず。

これより先二月廿九日、安藤理三郎(當主)上京し、行違ひに、隱居鶴翁(對馬守信睦)、三月五日を以て東下、十日磐城平城に入る。然も其十八日、奥羽鎮撫使大納言九條道孝、三位澤爲量、右少將醍醐忠敬の三卿、仙臺寒風澤港に着

航し、平藩にも亦會津征討の應援を命ず。原鎮撫の官軍は、奥羽の諸士と其思想を異にす、奥羽の士は藩長を惡み、官軍は威武に乗せり。これやがて奥羽同盟のある所以にして、事は仙臺より發し、近因は會津侯の謝罪と鎮撫總督のこれを免さざるに至りて成れり。

官軍中、四五輩を除くの外は、徳川氏士人の、萬事、其指令を拒まざるをあたごり、之を輕侮し、其所爲、往々、鬼面を裝して、小兒を脅かすに類す。(藤安房——「クラリー氏に答ふるの書」)

仙臺中將は、會津の謝罪免されざるを遺憾として、米澤中將と計り、連署九條卿へ一書を呈出したり。曰く、

今般會津容保降伏謝罪之儀、家來共歎願申出候に付、國情等の儀委細演説之上、寛典之御沙汰被成下候様、過日奉懇願候處、朝敵不可入天地罪に付、難被爲及御沙汰、早々討入可奏成功旨、御達之趣承知仕候、固より、降伏謝罪顯然之事にて、降る者は容れ、拒者は討候社、王者の兵に有之、

殊に、更始御一新の砌、被爲動干戈候儀、於天朝、必不被爲好旨、征討總督府より、御沙汰相成候次第も有之、此上押して御征伐之命被相下候儀、乍恐公明正大之御所置如何と被存候、加之、當時農業繁盛之折柄、諸藩數萬之出兵、萬民徵發轉輸之愁苦に不堪、既に、所々一揆等相起候勢、實以不堪聞見、最早蒼生塗炭に陷候間、是迄出兵之分、番兵耳指置解兵仕、猶又衆議相盡、奉伺太政官候外、他事無御座候間、此段御届申上候以上。

閏四月十九日

翌日に至りて、奥羽各藩の重役は、各其同盟書に記名花押したり。

(奥羽各藩同盟書寫)

- 一、今度奥羽列藩會議於仙臺、告鎮撫總督府欲以盟約執公平正大之道同心協力上尊崇 王室下撫恤萬民維持 皇國而安 宸襟仍條例如左。
- 一、以伸大義于天下爲目的不可拘泥小節細行事。
- 一、如同舟涉海可信居以義動事。

罷免後の對馬守

- 一、若有不虞危急事比隣各藩速援救可報總督府事。
 - 一、勿負強凌弱勿計私營利勿泄機事勿離間同盟。
 - 一、築造城堡運搬糧食雖不得止勿漫令百姓營役不勝愁苦。
 - 一、大事件列藩集議可歸公平之旨細微則可隨其宜事。
 - 一、通謀他國或者出兵隣境可報同盟事。
 - 一、勿殺戮無辜勿掠奪金穀凡事涉不義者可加嚴刑事。
- 右之條々於有違背者列藩集議可加嚴刑事。

慶應四年戊辰壬四月

各藩重臣連署

即ち同盟の旨趣に基き、邑境を警戒し、追つて太政官の裁定を仰ぎ、正理に従つて進退せんとす。五月十八日に至り、九條鎮撫總督は羽州秋田へ轉陣して、各藩へ左の達書を公布したり。

今度羽州秋田へ轉陣の處、人心恟々疑惑の念を生じ候由、右は、深き存慮も有之候事に候間、諸藩一統、鎮撫、尊奉朝廷候様屹度傳言可有之者也。

辰五月

奥羽鎮撫總督府朱印

奥羽の侯伯彌連合し、王師の命に不應と聞くや、府下の壯年、幕臣を中心として徳川恩顧の士、上野寛永寺に屯集して、自ら彰義隊と稱し、五月十五日を以て、大に官軍と戦ふ。反抗半日、遂に敵せずして解散したりしが、此舉に因りて、同寺の殿宇、伽藍、皆灰燼となりしは真に惜む可し。奥羽の風雲、これよりして最も急なり。

黙々の待岐は、遂に亦黙々に止むべからず、磐城戦争の導火は、六月十六日に於ける平瀨港官軍の襲撃に開かれ、其晦日平戦亂の巷と化し、七月十三日の落城に終る。鶴翁難を相馬領に避けて、十八日、幾世橋村興仁寺に宿る。此地又戦亂の巷となるに及んで、鶴翁兵を率ゐて相馬を經、仙台に赴かんとす。途中雨に逢ふ、時に一詠あり。

旅人の歩みもしばしたゆひらん

村雨そゝぐ花の萩原。

鶴翁もと奥羽連衡の意無し、翁然たる天下の大勢は、遂に復古たるべきを知る。戦亂前、藩士を城中に會して、幕威の失墜到底政府を維持すべからず、宇内の大勢は、維新を希ふ。譬へ其間如何の政策の潛む事ありとするも、宜しく大義名分を重んじて、こゝに誤信するところあるべからずと。然も上坂家老以下藩士の大部分、皆薩長の誇れるを惡み、繼に小節目を稱道して、奥羽同盟に加盟す。大義の上よりして、磐城平城は順逆を誤りたるところありしといへども、安藤理三郎は、二月上京後、勤王の志を盡して父君の志を全ふし、從五位下對馬守に任叙の恩命を蒙り、朝裁により、磐城平の封土を、陸中國岩井郡に移されたるも、是對馬守(理三郎)勤王實効の結果の依るものなりといひつべし。

(九) 安藤系譜

夫安藤者藤氏而、人皇八代之帝孝元天皇之末孫也。中興傳於安部仲麿、仲麿、七代之孫傳於泰平、泰平、嫡子傳於朝任、爰至藤性之藤與安部氏之安左衛門尉朝任以始號安藤、自朝任十五代孫藤五良親重受業、之傳於嫡流家重。

仁王第八代

孝元天皇

孝靈十八年戊子御誕生。同三十六年正月立太子、御齡十九。天皇元年丁亥正月朔日御即位、御齡六十。

大彥命

孝元第一皇子。母鸞色謎命女。

開化天皇

母同。孝元七年癸巳御誕生。同二十二年正月立太子、御齡十六。同五十七年甲申十一月御即位、御齡五十一。以甲申爲元年。六十年七月朔日崩御、御齡百十一。

安藤系譜

武渟川別命

比吉伊那許上別命

六雁命

御間城姬

豐韓別命

意布比命

得彥宿禰

彥背立命

瀨立大稻起命

紐結命

比毛由比命

河内國日下村居。賜大戶姓。

大稻譽命

火麻呂

摩侶 阿倍臣

鳥子 阿倍臣

推古天皇之大臣也。

目臣

大鳥臣

倉橋麻呂 左大臣

本朝左大臣始也。孝德天皇御即位日任左大臣。大化元年六月也。同五年三十七歲。

益麻呂 參議

安藤系譜

關老安藤對馬守

東人 治部卿從四位上

寬麻呂 參議從四位上

安仁 左中辨

歌人也。

清行

歌人也。

御主人 左大臣從二位

大化三年壬四月一日薨。六十九。

女子

號小足姬。孝德天皇后。有同王子母。

度庭 中納言從三位伊豫守

吉人 右大辨從四位上

大家 治部大輔

島丸 參議從四位下

天平寶字四年三月卒。

梗虫

通守

兄雄 參議右中辨從四位下

春棧 淡路守

益棧 大膳大夫從四位下

清明 (晴敷) 天文博士司天 衛長

大才通神奇異人也。

安藤系譜

吉平 陰陽博士

吉昌 陰陽頭正五位下

時親 從四位上

有行 天文博士

泰長 天文博士

泰親 天文博士

舟守 中務大輔正五位上

仲麻呂 宰相中將

元明天皇之御時和銅元年生。元正天皇靈龜二年八月入唐。十六歲。其後聖武天皇神龜之始又為遣唐使。玄宗開元年中

也。為學文留不歸。改姓名曰朝衡。至秘書監。仲麻呂欲歸于本朝。至明州海畔將上舟。唐人餽贈甚多。飯酒惜別。及夜仲麻呂仰見月。思我國之三笠山而詠俟歌。天平勝寶五年為遣唐使。肅宗上元年中擢仲麻呂。以左散騎食邑三千戶。遇安史之亂。其後光仁天皇寶龜十年在唐薨。七十三。家口偏乏。葬禮有闕。勅賜東絹一百疋。白綿三百屯。仲麻呂初歸朝之時唐人賜詩。
西掖承休澹。東隅返故林。來稱剡子學。歸是越人吟。
馬上秋郊遠。舟中曙海陰。知君懷魏闕。萬里獨搖心。

行氏 治部卿

湛利 文章博士

躬恒

泰平 鎮守府將軍從五位下陸奥守
七郎太郎信濃國大野郡石田鄉

比羅夫

安麻呂

小島

關老安藤對馬守

五三六

家麻呂

出羽鎮狄將軍

富麻呂

出羽丞

宅良

鎮狄將軍

隣良

出羽郡司

忠良

陸奥大掾

則任

法名瓦略。

賴良 改賴時號安大夫

奥州合戰二日討死。

爲元 赤村分

官照 井殿

盲目。

貞任 厨河二郎

康平五年九月被討。

春童子

千代童子

父同十三歲討死。

宗任 島海淵三郎

同兄。

女子

基御妻。秀衡母。奥州親自在王院本願主也。

正任 黑澤尻五郎

重任 北浦六郎

安藤系譜

五三七

關老安藤對馬守

家任 島海彌三郎

行任 白鳥八郎

則任 白鳥太郎

實貞任之子也。藤原清平子惟平之養子也。

女子

平永衡妻。

女子

修理大夫經清妻。武衡母也。後爲清原武貞妻。

和任 白鳥小太郎

藤原惟平祖母、貞任之妹也、有其好、貞任之末子四歲之時、父滅亡。家人隱于山中、其後惟平無男子、其比七八歲童子乘牛來于惟平家、容貌美麗而眼光射人、惟平喜迎則爲養子、令繼家督。

季任 安藤太郎

季任成人後。本姓阿倍氏養父藤氏合二氏號安藤。出羽奥州之安藤元祖也。

季俊 安藤小太郎

賴朝奥州合戰之時屬幕下。

季信 安藤次郎

津輕守護人。

季村 安藤七郎

季長 安藤又太郎

嘉曆二年六月耶等季兼起謀叛。自鎌倉爲討手、小田常陸介、同尾張守發向及合戰、於津輕季茂並委罪以下悉被誅。

季綱 安藤次郎

出羽國秋田住人。

季道 秋田安藤次郎

始宮方。後屬尊氏。

安藤系譜

朝任 安藤右衛門尉、鳥羽院武者所、母河合齊藤掃部助藤原則重女、後鳥羽院御宇始藤原朝臣姓安藤藤原兩氏之文字合而以安藤爲彌號

兼平 信平 薩摩守、爲出家日念佛房運慶、親鸞上人弟子而濃州桑子山妙眼寺開基

親行 右近將監 三河國碧海郡地頭 政平 家繼

泰繼 義廣 重廣 廣氏 中務丞

清長 爲資 資重 親重

家重 安藤太郎左衛門、仕廣忠公於參列病死

基能 安藤季之助、初名九助、元龜三年甲午十二月廿二日於遠州味方原戰死、葬道尸三列桑子明眼寺、仕大權現爲御歌奉行

基定 安藤彌兵衛、早世

家定 安藤傳右衛門

家次 安藤太郎左衛門、後彌兵衛
定次 安藤治右衛門、慶長五年八月朔日於伏見討死

直次 帶刀（紀州（御附人））
（第一世）幼名彦十郎、五左衛門、對馬守、弘治三丁巳年誕生、元和七年酉歲六月廿九日病死、六十五歲、法號西岸院殿大譽良善居士、慶長五年有大權現命爲齋院殿之傳、同九年任諸大夫、同年列奉行職聞政時五十五歲、元和五年爲上野高崎城主、室大久保喜六忠豐女、慶長廿甲寅年六月二十八日病死、法號法性院日泰尼

次基 九男、於三州押掛川弁市之助討死

女 松平周防守忠次家來松井亦左衛門室
某 善兵衛某 善兵衛周防守康贊代立浪流浪

女 松平周防守家來石川平右衛門室
某 石川準人介後謂三良兵衛、室內藤平左衛門女後室神原石見女

女 御幕奉行小野傳左衛門室
女 山田彦太夫室

某 傳三郎
某 長三郎

安藤系譜

女 本多藤四郎正盛(道覺居士室)
 正保四丁亥年十二月朔日死、號圓教院殿日淨尼
 藤四郎實內藤四郎左衛門正成三男也本多金兵衛養之元和三年四月二十二日於日光山噴唾故切腹跡斷絕御子六人內重長
 神尾官內少室圓教院腹其外妾腹也後從重長賜安藤氏重光重矩而為同姓
 女 松平左近將監成重室
 寬永三丙寅年正月廿一日死、號華林院正譽清心大姉、

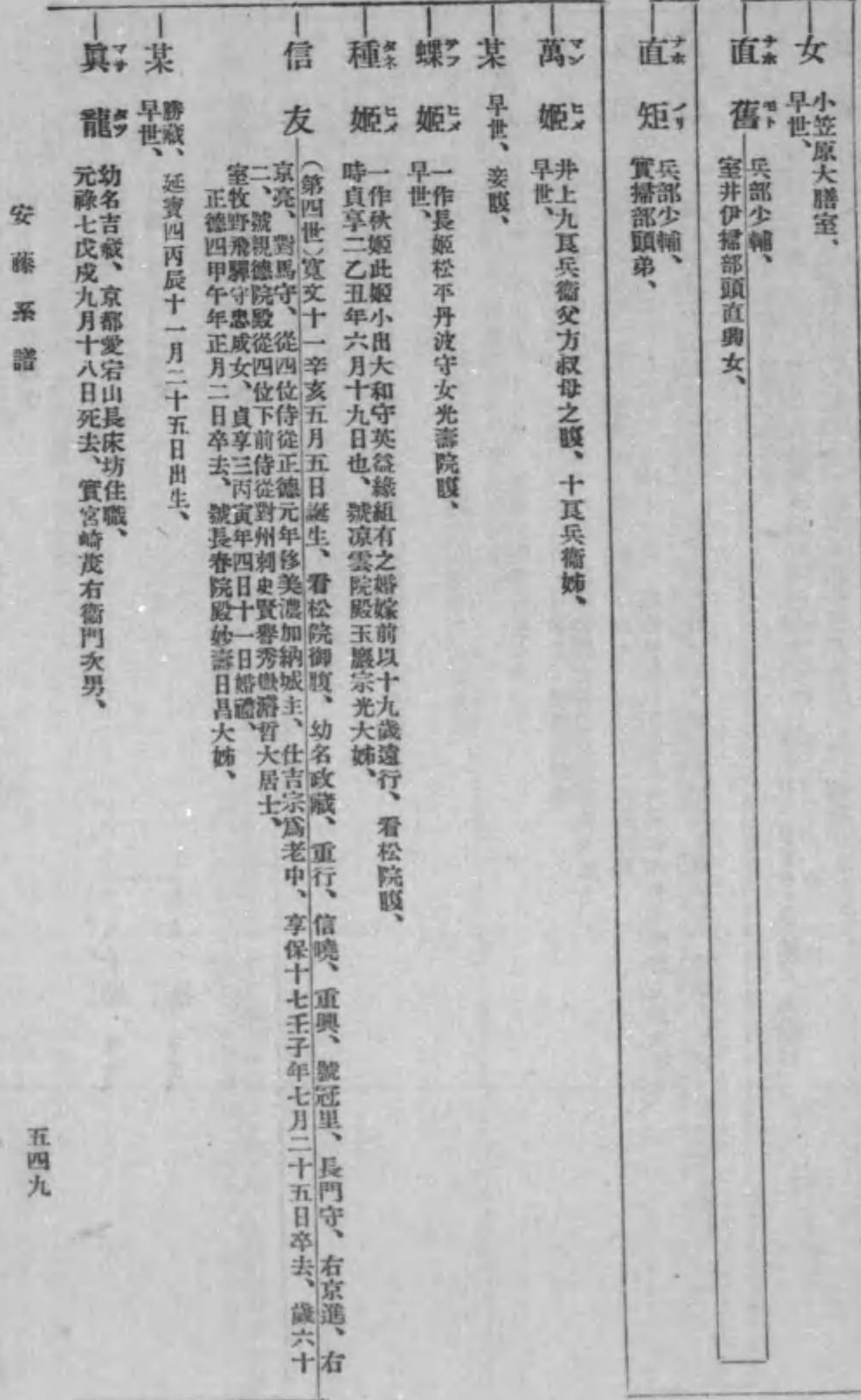
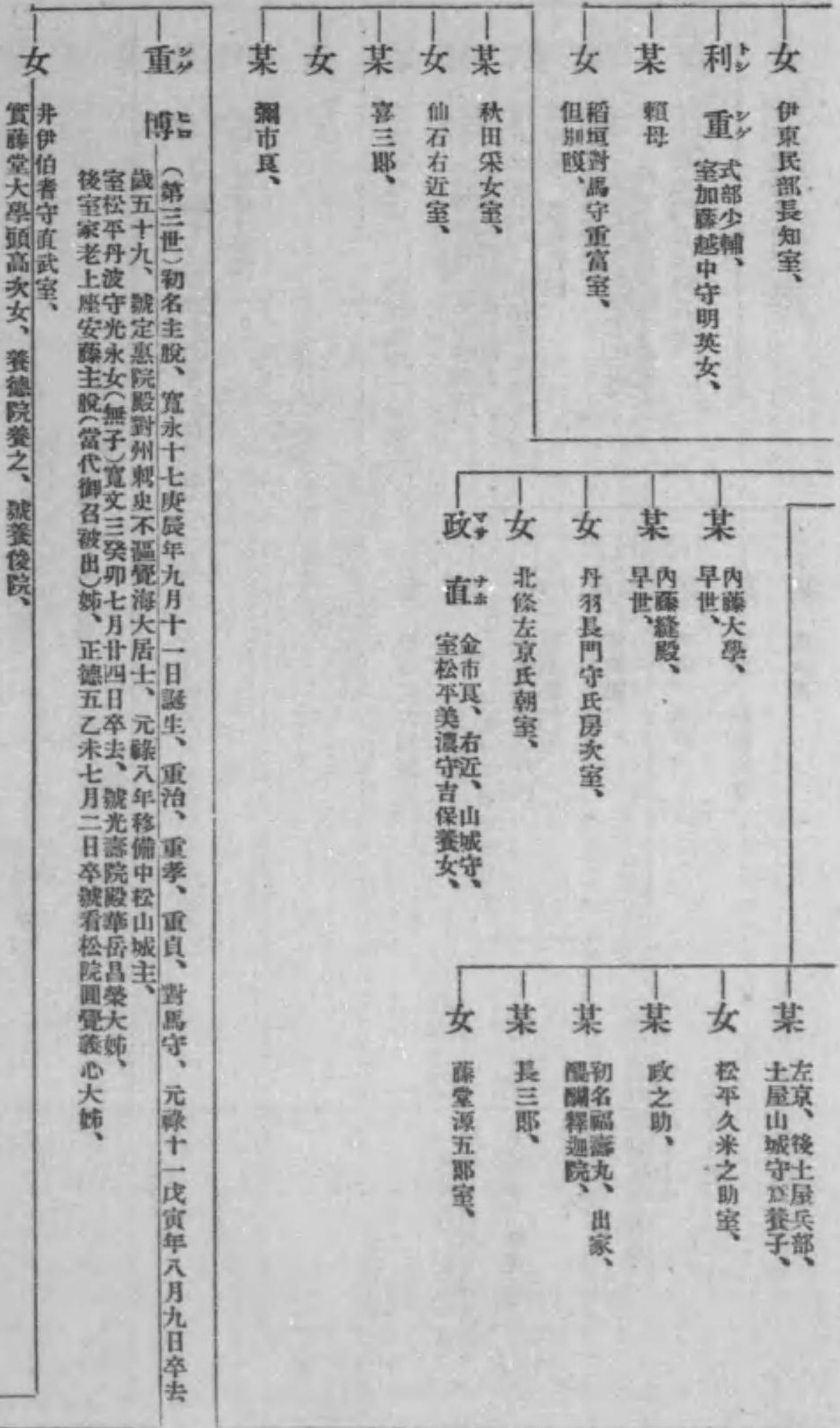
忠 昭 左近將監、法名如圓
 妻酒井下總守忠政女、
 一 重 源右衛門、某帶刀、
 某 伊織、某千勝、
 某 李之助、某李之助、

昭 貞 筑前守、將監、阿波守、對馬守、
 室松平駿河守典信女、
 女 三宅備前守室、
 女 曾川左京室、
 女 植村右衛門佐家隆室、
 某 虎之助、早世、
 某 安次郎、早世、
 女 延寶七己未年三月二十六日死、
 某 誠榮安院立圓日行尼、

重 長 (第二世)幼名勝藏、慶長五庚子年誕生、右京進、兼伊勢守
 明曆三丁酉年九月廿九日病死、歲五拾八、號真峯院殿天壽泰翁大居士
 實本多藤四郎子、重信孫為養子家督相繼
 室志水甲斐守忠宗女、但尾張義通母相應院殿養女
 寬永十癸酉歲六月五日死、號興曜院殿勝壽真大禪尼
 女 神尾宮內少室、重長同腹
 寬永五戊辰四月十六日死、號光理院日譽
 女 號高尾仕松平右衛門佐室、母大野氏、
 寬文五乙巳年十月十日死、號信樂院妙陽日樂信女
 重 光 一作重元又重真、幼名長十瓦、四長右衛門
 伊勢守、大番頭三千石、寬文八戊申歲十月朔
 日死、號蓮行院殿道圓日覺
 室阿部播磨守妹
 女 宮崎備前守室
 某 長三瓦、病者
 重 武 勝之助
 某 五兵衛
 某 吉十郎、外記
 某 源四郎
 某 五瓦七郎
 女 安藤平右衛門室、
 後謂宗入室、
 某 萩田助九瓦、神尾彌五右
 衛門譽之謂神尾彌兵衛
 女 萩田軍人室
 某 萩田主馬
 女 神尾五瓦太夫室
 某 戶田相摸守女
 重 常 一作重真、幼名彦九郎、壹岐守、後謂內記、實
 重長子養之分地千六百名、合四千六百名、

女 小出越中守尹貞室
 基 政 宮崎織部、御先手三千石
 室甲斐庄飛騨守女
 某 本多金右衛門、七百名、行跡不宜
 元祿十三年十二月永井豐能殿江為御預
 某 對馬、與父一所
 某 爲御預
 尹 常 小出瀨兵衛
 室柳生對馬守宗在女
 尹 政 中野彌兵衛後謂勘右
 衛門
 尹 房 小出市左衛門

安藤系譜



秋 姫 酒井下野守忠寬室、貞享四丁卯年四月廿三日婚、
實高橋三良兵衛妻被下候女中之腹、

米 姫 大谷彌一右衛門妹腹、
早世、

某 半十郎、公儀御賄家大岡十右衛門女後本多孫太夫室腹、
坂田定右衛門育之、早世、歲九、號一泡幻影童子、

某 松千代、春太郎、元祿十五午歲十二月三日誕生、
元祿十六癸未正月十八日早世、號春笑院英顏慈帶禪童子、

恒 姫 寶永六年丑誕生、諸書院御腹(木島新八姉)、
正德四甲午年七月廿三日早世六歲、威德院殿普照法雲童女、

慶 姫 審書院御腹、早世、
正德四甲午年十月朔日死去、清齋院殿菊芳利幼禪童女、

千久 姫 安藤重膳室、婚姻前卒去、實長島道仙女、
正德四甲午年五月二十日也、號觀智院殿日教大姉、

重 易 後改信賢、幼名政藏、正德三癸巳九月三日誕生、諸書院御腹、
享保十一丙午年正月廿二日卒十四歲、號降豐院殿智照卓嚴慈潤大居士、

信 周 主膳後謂大和守、實安藤内記子養子順仕享保十一丙午年二月被仰出、
享保十二丁未年六月七日卒去四十一歲、號嚴院殿朝散大夫前和州刺史鑿譽玄領大居士、

民 姫 大久保伊豆守(改山城守)忠胤室、實京極縫殿介高定姉信易緣組之處信易、婚姻前早世、即信友爲養女、

某 内藏介、
寛保二壬戌九月廿九日卒去、號遠源院殿靜譽惠覺貞純大姉、
藤堂從四位少將和泉守高豐室、元文五庚申年六月廿七日、婚姻、
寛延四壬未年六月十三日卒去、

富 姫 安藤内藏介(後謂丹波守)信名室、
寛保二壬戌九月廿九日卒去、號遠源院殿靜譽惠覺貞純大姉、
藤堂從四位少將和泉守高豐室、元文五庚申年六月廿七日、婚姻、
寛延四壬未年六月十三日卒去、

蜜 姫 酒井大和守
忠六室

高 悠 幼名舜千代、寛政四辛未
年六月八日出生、和泉守、

高 巖 大膳亮、

信 尹 (第五世)幼名彦九郎、與三郎、享保七壬寅年二月廿日出生、對馬守、父信周早世付自信友家督相續享保十七壬子
年九月十二日也、寶曆五乙亥二月四日免官隱居、讓勝藏信明、明和七年庚寅十二月晦日卒去時歲五十四實四十九
歲、號興德院殿、

室松平阿波守女婚姻前卒、
室戸田越前守女婚姻前卒、
室道細川越中守宣紀女、寛延三庚午年四月二十七日婚、

市 姫 大久保山城守爲養女、
延享三丙寅年三月廿一日卒、號美照院殿、

菊 姫 上杉駿河守勝承室、
さと腹、

八十 姫 中山勘解由直寬室、
寸人腹、寛保三癸亥年十月廿八日出生、

某 吉五郎、延享三丙寅年誕生、し腹、
延享四丁卯年四月廿九日卒去、號晴雲院殿眞譽逸聖秀印禪童子、

信 明 (第六世)初信明、後改信成、幼名勝藏、寛延元戊辰年二月廿三日出生、きん腹、寶曆五乙亥年二月四日父信尹免
官隱居故家督五萬石相續時八歲上聞十二歲、露封、同六年移陸奥岩城平城主、子孫相續、對馬守、從四位侍從、
幕府若年寄、老中、

冬 姫 寛延二己巳年十一月十八日出生、もん腹、
中川飛騨守志英室、

次 猷 幼名七太郎帶刀、爲同姓帶刀寛長養子、

安藤系譜

關老安藤對馬守

信ノ 姿カ 幼名勝之助、寛延三庚午年三月廿三日誕生、さと、
小膳、九郎左衛門、爲同姓九郎左衛門信憲養子、
寶曆三癸酉年正月十八日誕生、

信ノ 厚コ 圖書

信ノ 馨カ (第七世)對馬守、

信ノ 邦カ 金之丞、早世、

信ノ 發カ 伊勢守、

信ノ 寶カ 桂次郎、早世、

信ノ 義カ (第八世)實圖書信厚長子、對馬守、

忠カ 侃カ 但馬守、爲松平主膳忠幸養子、

女メ 久留島伊豫守通嘉室、

正カ 供カ 主馬、爲津田好之丞養子、

信ノ 由カ 對馬守、爲信義嗣、

信ノ 由カ 再出(第九世)實信馨季子、信藏義弟、對馬守、
室松平伊豆守信明女、

女メ 子メ 早世、

某ナ 女メ 銳之助、爲同姓內藏助養子、

女メ 子メ 安藤棟三郎室、

某ナ 女メ 德丸、早世、

女メ 子メ

信ノ 睦カ (第十世)始信睦、次信行、後改信正、幼名欽之通、欽之助、文政二年己卯十一月廿五日生、御正復、對馬守從四
位侍從、晚年龜翁、字君修、君介、號欽齊晚翠、伊勢守、長門守、
室松平伯耆守宗發女、

勝カ 成カ 循次郎、爲板倉攝津守勝貞養子、

某ナ 仁三郎、早世、

關老安藤對馬守

女 仙石讚岐守久利室、
女 内藤金之丞正義室、

兼 姫 堀右京亮之義室、後京極佐渡守室、
某 武丸、早世、

女 久世謙吉室(内縁中死去)

女 内藤志摩守正誠室、

信 民 (第十一世)麟之助、早世、

女

女 ケイ姫、東島寛澄室、

女 マサ姫、石川正功室、

女 ミツ姫、前田長善室、

女 テフ姫、福原讓藏室、

<p>女 トク姫、久松土之助室、</p> <p>女 タケ姫、大西清太郎室、</p> <p>女 レン姫、小川季榮室、</p>	<p>信 勇 (第十二世)實内藤志摩守正誠弟、内藤金之丞正義子、理三郎、 文久三年十月家督、對馬守、</p>	<p>信 守 (第十三世)</p>	<p>〔信 篤 (第十四世) 當主、現子爵〕</p>
---	--	-------------------	----------------------------

(參考) — 安姓錄對馬守信友記

〔家重〕 安藤太郎左衛門參州仕之產仕贈大納言廣忠公及家康公而病死

〔基能〕 奎之助參州之產仕家康公而有軍功故爲旗奉行元龜三壬申年十二月二十二日於遠州味方原戰死三州桑子明眼寺葬。

〔直次〕 彦四郎彦兵衛改帶刀生國參州奉仕家康公依命爲紀伊大納言賴宣卿傳

重信彦十郎、五左衛門、對馬守、生國同前弘治三丁巳生

天正十二甲申年尾州長久手御陣長久手御陣は織田信雄公秀吉公及鋒備信雄公より家康公を御利也供奉子家康公而斬敵得甲首一級也後奉仕秀忠公慶長五年眞田御陣勝謀反にて御父子御下向の所江州にて石田叛逆に付下野守都宮より家康公御陣其首眞田安房守は父子三人申合伊豆守は幕府御手に加る安房守次男左衛門は小縣伊勢崎の城に籠る是を伊豆守を以て御征伐眞田夫より上田の城に移る是又征伐の處急に無落城故供奉子家康公御對顔と云云賜采地五千石此平生奉公勤勞依賜御旨也同十六辛亥年列奉行職預聞政務時年五十五同十七壬子年於下總國小見川下野國結城加賜一萬石合一萬五千石同十九甲寅年十月大阪征伐奉從秀忠公發武州江戸到駿州清水時家康公發高麗御座江州永原遣使者於秀忠公曰有内用速可上洛秀忠

公率御近習郡從急御發向永原重信蒙命御旗本率諸軍勢自御跡進發到京都從其供奉而赴大阪表大阪は秀賴公と及鋒備御父子様御出馬也在 臺德院殿御左右爲上使奔走軍中奏事之及和睦之時秀忠公江戸御進發は十月二十三日云云乘輿已駕京都重信依命留御跡在大阪三四日諸勢指揮之報旅而歸洛元和乙卯年五月大阪再亂時供奉依命率其隊伍以爲御旗本後陣然以兵附之子重長及重信在秀忠公御左右而下知士卒也同月七日重信依命而赴其陣檢察軍形以申可戰之期也故御出馬重信在御左右而下知諸軍以進發重長亦率其兵以大開敵敗北而城遂陷既而秀賴與其母逃匿藏中時井伊掃部頭直孝爲討手重信爲檢使行向焉重信直孝謀曰將欺秀賴若出母子共可助命也甲斐守即與大野修理相議曰秀賴引出大路見諸軍捕之故招速水甲斐守曰秀賴被免若死即與母共可出城請求肩與二箇則備肩與一箇馬一疋再請肩與重信直孝又欲謀其事時家康公使者來曰速可沙汰之於是藏放火秀賴及母並修理甲斐等燒死既而重信依命留大阪於備前島二十日餘沙汰諸事而歸洛同八月於常陸國鹿島下野國結城近江國山上三ヶ庄加賜二萬石合三萬六千石同己未年福島左衛門太夫正則有罪而國除時重信及永井右近直勝爲上使携息重長率西國之諸勢發向藝州廣島城先到備中笠岡遣使於廣島城曰可渡城也時城中留守家人等風聞曰正則無命令那可渡城已各有籠城志則重信率御勢欲攻之然正則馳書告可相渡城壘之旨於其家臣等依之無故請取矣焉其後重信留廣島二十余日沙汰國中而八月下旬還伏見同十月於上州高崎領五萬六千石餘同七辛酉年六月二十九日卒六十五歲法

號

釋氏其善大信士 後淨土宗御改宗酒岸院殿大譽其善大居士

其善公吉井五千石御拜領已前御藏入彼是にて領云々其領初三百石是は豊州にて御國廻役
杯被遊し時の由次に五百石是は大納戸御勤の時云々三に右吉井を領と云々

御尊影原御屋敷にて奉火葬御骨は高崎江邊其善寺に納且於高崎御用有之所は下和田村の
田地の内島川の邊也牛田村の向に當る今に其所永川成御墓の廻り二十間斗に杉を四方に
植え西向に杉木大門有所の者御墓所と云ふ其善寺より七八丁隔る。

〔重長〕 伊勢千代、勝藏、伊勢守、右京進、生國武藏、實本多藤四郎嫡子重信
養之。

慶長十四己酉年十歳而始奉見家康公及秀忠公則奉仕秀忠公同十九甲寅年大
坂御陳供奉行十有五歳元和元乙卯年大坂御陳供奉斬敵得首一級同年叙從五
位下任伊勢守後改右京進同五己未年於上州板鼻領下賜二千石同七辛酉年依
釣命繼家督領五萬六千石同九癸亥年依臺命奉仕家光公爲傅同年家光公上洛
供奉寛永元甲子年西方諸侯各依命築大阪城石壁時慰其勤勞下賜衣服重長興

秋元但馬守泰朝同爲上使到大阪沙汰其事配賜之飯江府同二乙巳年爲書院番
頭同三丙寅年大阪城石壁築畢而重長再爲上使青山大藏少輔幸成共赴大阪諸
勢述臺命飯江府同九壬申年駿河大納言忠長卿有故重長預嚴之旨賞而貞宗指
澤賜同十癸酉年於上州惣社加賜一萬石郡六萬六千石餘同十一甲戌年家光公
上洛供奉清水寺參砌重長一人騎馬而供奉同年諸侯各判物改永井信濃守與重
長勤之同十二乙亥年爲寺社奉行預聞訴訟同十四丁巳載爲奏者職正保元甲申
年三春爲上使時賞而賜乘馬同二乙酉高野山爲上使十月參向同四丁亥載日光
門主法親王爲御迎上京慶安元戊子年西九御普請奉行職勤賞而新藤五國光措
海賜明曆三丁酉年正月十八日江戸大火旨甚忠言同年九月二十九日卒五十八
歳號

良峯院殿前京兆司錄天譽泰翁居士

〔重之後改重信〕 伊勢千代、式部少輔、生國武州、元和九癸亥年誕生、寛永十
八辛巳十一月十二日十九歳而卒號

淨本院殿前吏部清譽理覺大禪定門

本多藤四郎様には其善様御賀五字御使番也日光山にて喧嘩故切腹斷絶仍重長公には如御
 客に被威御座後御養子に被威候由御傳初者波部次郎左衛門後期内喜右衛門。追加十
 一月十一日於大阪峰須賀阿波守一人にて福多崎の岩を乗取此日御使番十人新に有命五
 字組御指物は未被下其人々は賀加爪甚十郎豐島主膳本多藤四郎部下五郎八和田庄兵衛
 山上彌四郎田原右京村田權右衛門外二人は不知。
 忠長卿は家康公御謀反の故あるにより重長に御預け高崎於城中翌西の十二月六日御
 生害同所大信寺に奉納峯巖院殿前惡相晴徹曉雲大居士神儀。
 奥州三春の城主淺倉石見守不違上聞城普請有之在國を俄に御召候得者露鐵砲に二つ玉
 を込身自放火死と云々。
 大火に付公方様御座を井伊掃部頭宅へ可奉移の旨老中相談處に重長様山里御殿奉
 移御城燒失の後灰を取假に新殿を作可奉居と被仰井伊之宅之故を無承引彼宅へも
 火移る燒失仍彌御忠言と申願る由。
 泰翁様原御屋敷奉火葬御骨高崎長善寺に奉納御甲有之。

〔重博〕伊勢千代、主税、對馬守、始重貞、重治、重孝、重博也。

寛永十七庚辰九月十一日江府出生慶安四辛卯年十一月二十三日初奉見家光
 公十二歳承應三甲午年叙從五位下任對馬守明曆三辛酉年十一月依釣命繼家
 督領六萬石外六千六百石之内五千石内藏介千六百石壹岐守分地萬治三康子
 年佐倉城請取同在番勤寛文三癸卯年四月日光御社參供奉騎馬三十二騎云云
 同四甲辰年奏者職天和元辛酉年十一月沼田城上使參向元祿六癸酉十二月古
 河城爲上使參向同八乙亥五月朔日備中國松山城所替加賜五千石都合六萬五
 千石同十一戊寅年八月九日卒五十九歳號

定惠院殿前對州刺史不瀝覺海大居士

佐倉は本田上野介強而有謀言故酒井銀屑江御預十萬石

沼田は眞田伊豆守亡改害百姓故潰翌正月歸府五萬石計御立天和元酉十二月十四日戊正月

二十七日着

古河は松平日向守亂心無嗣子故潰七萬石計

松山御請取は七月五日御入部十一月也

品川東海寺山の内奉納御道師定惠院禪宗兼而當宗御望に付御法號迄被定置候に付如此

〔重友〕始重行、信曉、信與、政藏、長門守、右京進亮、對馬守、寛文十一辛亥五月五日江戸出生、天和元辛酉年初奉見御目見十月二十八日綱吉公貞享二乙巳年叙從五位下任長門守元祿十一戊寅十月三日繼家督領六萬五千石寶永元甲申年十月九日奏者職同三丙戌十一月二十五日大納言家宣公奏者職勤

(食封増減——安藤信友記及補)

重信 慶長十五年庚戌於上野國吉井領賜采地五千石。合高六千六百石。

慶長十七年於下總小見川下野國結城加賜一萬石。合高壹萬六千六百石。

慶長二十拾年乙卯八月於常陸國鹿島近江國山上下野國結城三ヶ庄加賜二萬石。合高三萬六千六百石。

元和五年己未十月加賜二萬石於上野國高崎城。合高五萬六千六百石。

重長 寛永十年癸酉十二月於上州高崎之内惣社領加賜一萬石。合高六萬六千六百石。

重博 明曆三年丁酉十一月廿一日祖父重長遺領高六萬六千六百石之内家督六萬石對馬守重博相續、五千石内藏助重好(重長二男後丹後守上野國群馬郡惣社領)千六百石(彦五郎知行

同上)重真(重長三男後彦岐守)分知右被仰付趣雅樂頭伊豆守豐後守美濃守列座重博重好重真并松平出雲守朽木民部少輔安藤伊賀守傳之

元祿八年乙亥五月初日加賜五千石自上州高崎備中國松山城之國替被仰付。高合六萬五千石。

信友 正徳元年辛卯二月十五日信友召之美濃國加納城之得替被 仰付。加納城高六萬石並

近江國蒲生郡之内五千石被下之。

信尹 寶曆五年乙亥二月四日隱居被 仰付家督五萬石嫡子勝藏信明公に被下之。

信成 寶曆六年丙子五月二十一日陸奥國岩城平城之國替被 仰付。加納御居城寶永八年より

寶曆六年迄四十六年間。安永七戊戌年二月十七日奥州伊達郡之内梁川御陣屋附高二萬七千石餘御城下より相隔候に付此度同國牧野越中守殿御上地之内にて二萬七千石餘御引替被下之。寛政二庚戌年六月九日此度牧野備後守權御舊領磐城郡磐前郡田村郡村々御辰仰付候間先達而御引替被下候御領分之儀も梁川御陣屋附御舊領御辰被下之。享保三癸亥十一月十八日御領分奥州伊達郡之内高二萬七千五百石余此度濃方縣郡厚見郡本巢郡羽栗郡三州寶飯郡額田郡設樂郡之内に御引替被下之。

(十) 對馬守閱歷年表

信睦

安藤家第十代
九代信由第一子

母 吉田侯松平伊豆守信明女

室 宮津侯松平伯耆守宗發女名もと

幼名 欽之進、欽之助、

實名 信睦後改信行改信正、晩年稱鶴翁。

字 君脩又君介。後君義又曰君行。

號 欽齋、蟠翠又晩翠。

安政二年十一月二十五日江戸堀越町邸に生る

天保六年乙未年二月十六日 叙從五位下任伊勢守

弘化二年乙巳六月十五日 御暇被仰付之(在所への)

信睦	文政十二年己丑十二月廿八日
歸納	睦者親也也禮運云選賢與能
信行	講信脩睦蓋人君治邦家之所先
歸納	而近者悅遠者懷矣乃尊名之所
信正	本也因獻字曰君義
歸納	萬延元庚申年十月廿七日御改
信正	今公尊名有所過于王家而今改
歸納	其備字春秋傳曰信以行義以
信正	成命取義于此因字曰君義
歸納	改、文久二年壬戌三月二十六日御
歸納	禮備行曰言必先信行必中正干
歸納	此因字曰君行。

父信由歸城の年に當る。蓋し幕府の制、雁の間席は、多く六月を以て参勤交代するを例とせり。これを六月大名とはいふなり。

信睦時に年二拾七、父君に代つて歸城、城主としての政務を見習はんと兼て幕府に請願せられしに、六月を以て幕府これを聽許したるにより、此處に、彼は、一城の主たる政治振を、その抱負と、希望の行くところに、實行されたるなり。

政務の旁、一藩の士を殿中に召して、親ら文武の實力を試験し、その個々に於ける優劣を論じて、賞を行ひ、尙武有文の充實を圖られ、一藩男女の智育を勵行せるの外、男子十二三歳の小童を召して、時に徒步打毬を試みられ、勝敗を決せしめて、審判最も公平なり。爲に一藩攝伏、學風大に揚り、士風大に奮起したりといふ。

殊に内治に擧ぐべき彼の功績は、養老と、救恤の上に成れるその精神の發露にして、長老を敬して物品を賜ひ、貧乏者を調査せられて、その適當

の救恤の道を取られたるにあり。年長を敬するの厚くして、救恤の主義、やがてその結果の遊墮に終らんを防がれしは、彼に認むべき偉大なる殊點なり。従つて孝子を恩賞し、賢婦を賛賞するの風は、よく一藩の藩風を改良して、その家庭に、その教育に、よく治績を挙げられたるといひて可なり。斯如き内治の旁ら、餘暇を利用して學校に微行し、儒神林清助に就て、經書を聽講したりしは、又、特筆すべき彼が謙讓の美風の一なり。此年天候不順、彼親く其封土の地を視察し、税租の減少をそのところどころに就て定めしが、その行ふところ又尤も公平を極めたり。當年の彼が一絶に、

風雨失時冷氣早。

平田稻穂看花遲。

豫知今歲稅租少。願察皇天貽首悲。

と、其彼が意中を察するに餘あらん也。

弘化三年丙午六月參勤

此以前より、信由は、江戸濱町大川端なる上邸に住し、信睦は、大塚なる下邸に住せり、相隔ること二里餘なり。信睦は、一週間一度づつ上邸に伺候して親子の禮を缺かれず。

翌四年丁未五月五日、信由、馬を御して出邸の折、遽に病に罹りて立たれず(病名)信睦には、上邸に向はんの伺候間際に、この報を齎せる急使に逢ひ、駈て上邸に到る。かくて急遽父君の側に侍して、看護せらるれども、醫藥その効なくして其日父君には直ちに逝かる。然も伺候してより一語をも發せられずして瞑目せられ終る。信睦、其遲參を歎き、父君の手を採つて動哭久うして止まず、これより日々涙痕を絶たず、期日廻町なる栖岸院内安藤家累代の廟に埋葬し、喪中五十日間、晴雨を論せずして、參詣供養を懈らず、邸より院まで、行程一里半餘を、黙々として靜行せらる、蓋し

當代の諸侯中、稀に見るの事なりと評さる。一藩、領内の民は勿論、一般に於ても、亦彼が孝養の厚きに感動さるゝこと少からざりしといふ。

弘化四年丁未八月五日亡父對馬守遺領無相違被下置雁之間

詰被 仰付之

舊幕の世、譜代諸侯の内、五萬石以上拾萬石以下を雁間詰とし、器量に應じて、老中にまで昇進せしめ。五萬石以下を、菊の間詰とし、若年寄に昇進せしむ。これ則ち執政參政の二職にして、天下の大政を執り、大樹公の撰抜によるところなり。

嘉永元年戊申改弘化七 正月二十三日御奏者番被 仰付之

雁之間詰仰付られてより、此間僅に五箇月、信睦に於ける拔擢の初歩なり。奏者番は、國主大名以下、大樹公に謁する時、諸事の披露を司るもの

なり。

嘉永二年己酉六月十五日在所への御暇被 仰付之

公家の家督以後、初めて歸城せらるゝを、一藩にて、初御入部と稱す。歸城せらるゝ時は、平常の素鎗鎗に猪の忍毛を用ゆ。十文字二本の外、對の素鎗鎗に鏡形を用ゆ。同素鎗鎗に鏡光尾を用ぬ。これを小鳥といふ。又、大身鎗鎗に白熊尾毛を用ゆ。合せて五本を増加せらる。これを伊達道具といふ。他諸侯の内、歸城せらるゝ毎に、家例の道具數本を携帯せらるゝもありといふ。則ち、江戸より、奴なるものを雇ひ、道中宿驛を初め、城着の節は、此奴なる者、鎗を旋廻するの技あり。信睦此舊慣の久しくして、會々奢侈に流るゝを憂慮し、徒らに先格は全廢せられざるも、大に、その冗費を節減したり。

初御入部の後、武術演習の擧あり、之を、一藩にて御山追といふ。此頃、水戸烈公の追鳥狩後幕府の小金原猪狩、又毎年相馬侯の野馬追と一般なるものなり。其十月、城より一里餘、綴村字鷹打山に本陣を据られ、其四方五箇所の山に將士を配り、其周圍に勢子を廻し、狼煙貝鐘太鼓の相圖に従ひ、野獸を驅逐し、弓銃手初め、各獲物の一二を争ひ、その功に應じて、恩賞を公平にす。然も、信睦のこの御山追に對する用意や周到、虚飾を退け、冗費を省き、實に行き、質素を旨として、其間に伊賀流の兵法を講究なし、以て一般に於て、改革好良を極めたる事多きは、前例に比較して、藩のよく賞賛措かざるところなり。

嘉永三年庚戌三月 參勤

彼の參勤は、六月なるべきも、此年、日光山大猷院殿二百回忌に相當せしを以て、同所警衛の豫備を命ぜられしが故也。

嘉永四年辛亥六月九日

寺社奉行見習被 仰付之

舊幕府の制、雁の間詰は、其初階を奏者番よりす。かくて、後日老中の器なりと認めらるる者は、先づ奏者番を経て、この寺社奉行を見習はざるを常例とするなり。而して、其才用ゆるに足れりとさるるに及んで、本役となり、國中社寺の公事訴訟を裁判せしめらる。かくて、こゝに其量を試み、夫より大阪城代に進み、關西の鎮守たる氣量を見て、夫より京都所司代となし、帝都の守護職たる識見をそこに見て、而して後に加判の列老中の任に當らしむ。こゝに至るの人、大低齡五拾前後に涉るを常とす。當時四十以下は、老鍊を缺くものとせられし風ありて、年若に付、念入るべき旨を達せらるゝといふ。彼は此時に年三拾三、蓋し拔擢の第二歩なり。

嘉永四月十二月二十一日 寺社奉行加役被 仰付之

加役は即ち本役なり、奏者番の内より抜いて、寺社奉行を加役せしむるを例とし、別に此役を置くにあらず、而して、其同勤を四名とし、その四藩の藩士中より、三名づつの寺社役を拔擢し、外に、大檢使二名、小檢使二名、同心拾名を置く。

翌安政二年乙卯は所謂安政大地震の年に當る。その十月二日、府下大震濱町の上邸に於ても、又大破壊したりしを以て、即刻大塚なる下邸に移りて、恙なく、奉行職を奉ぜらる。爲に平常の寂寞に似もやらず、大塚の僻地も、頓に繁榮を極めたりといふ。

安政三年丙辰八月二十四日駿州久能山 御宮其外地震にて

御損の箇所御修覆に付 正遷宮の節彼地へ可被差遣條可致
用意段被 仰付之

幕府昇平の久しき、御修覆等に當りて、ことに私利を圖るの弊多し、此時に當りて、信睦にその祭事を兼ねしむるに視察を以てせしむ、その器を用ひ得たりといふべし。

安政三年九月十七日久能山への御暇被 仰出御羽織一時服
五拜領之

十九日發足、十月朔日歸府。

安政五年戊午八月二日 若年寄被 仰付之

舊幕の制、前述せるが如く、寺社奉行より、一躍若年寄に上る事は、稀

に見るところなり。寛永年中、六代信明、老中の器ありと認められて、直ちに若年寄に拔擢せられ、次で老中に進められたる先例の如きのみ。蓋し信睦に、この器ありと認められたる以上、國事多端の折柄故、特に拔擢せられたるなり。

安政六年己未八月二十八日 當分之内水戸中納言殿方へ罷越御用向取扱候様被 仰付之

先に、水戸黄門を、水府へ屏居せしめし時、朝廷に奏して下されし勅詔を、井伊大老が、その禍の根を絶たんがため、勅詔返上の勅を下し、水府の兩君、朝廷幕府の命を重んじて、返上せんとすれども、水府の臣等聞かず、即ち幕府は、彼をして勅詔を返上せしめんとせるなり。これより先、水府公も、藩中の動搖せるに就ても、此の處置に窮し、幕府へ願門の人を請願せられしにより、彼が、若年寄中より拔擢せられて、劔を含み、刃を

呑める水府館に推參せる也。

萬延元年庚申 改元七 正月十五日於 御座間加判之列被仰付

之外國御用取扱被 仰付之

當時大老には井伊掃部頭、老中には松平和泉守、脇坂中務大輔、内藤紀伊守の三侯上にありて、信睦は、その末席たりしも、老中の器として、最も識見高く、尤も重要せられ、又尤も活躍せられたり。即ち、此日より脇坂侯と共に、外交の任に當られたるなり。此時に當つて、安藤藩に於ては、公用人四名、案詞奉行四名、書翰方二名の定員を置けり。

公用人

川島助之丞

野々山藤五郎

對馬守 閣歴

關老安藤對馬守

山田亮之助

神合餘之助

後 矢代喜平太

案詞奉行

村上俊八

服部綱太郎

木島鍊太郎

後 味岡朝五郎

書翰方

川島覺次

友田六藏

市原五郎兵衛

(參考——先代御老中奉書連判)

慶長十六亥年任

元和七寅五月廿一日大阪城

代より同九辰十一月十五日

四丸贈。同十七月廿五日

日卒。(政六ノ二五)

寛政五丑八月廿四日若年寄

より叙四品同六寅十二月十

八日任侍從享和二戌九月廿

四日卒。大納言標附文化七年五月廿

安藤對馬守重信

安藤對馬守信友

安藤對馬守信明

三月三日、井伊大老櫻田の變あり、彼は井伊大老と幕閣に席を同するこ
と四拾餘日なり。

萬延元年閏三月十八日 被叙四品

是より先、松平泉州侯老職を辭され、久世侯守大和再勤、元座に復さると雖
も、又、外國掛脇坂候、病氣の故を以て引籠られたり。爲に、外國掛は、
信睦一人の擔當となり、その勞苦いふべからず、蓋し彼が一日の勞苦は、

對馬守問照

先代信明が昇平の日に於ける就職十八年間の苦に勝れりといふべく、もし一朝にして事を誤らば、獨り幕府のみならず、皇國の體面を傷すべきの秋に屬す、此時、彼が、退てその身を潔くするは易く、進んで、その難局を解決せんは、蓋し彼の身を犠牲とするよりも難し、彼が、爰に見る所ありて、大にその進退を決し、いやしくも、その身を安全の地に退けずして、外交の難事、その責任を一身に萃めたりしは、全く彼が天下泰平を希ひしによれり。

萬延元年庚申六月二十四日 被 任侍從

萬延元年庚申九月普魯士國の使節、條約取結の全權を帯び、他國の紹介を俟たずして軍艦四隻を率ゐ、江戸灣に投錨したり。攘夷の聲四方に起る。然るに、彼は、斷然その請を容るゝ事に決し、外國奉行堀織部正、村垣淡路守、御目付黒川左中の三使を、全權に任じて、赤羽應接所に於て、その

應接に涉らしめたり。

十月下旬普魯士國使節の通辯官實は米國の書記官にして依りて米國の假館麻布の善福寺に歸る途中、森元町に於て、兇徒の爲に殺害せられ、兇徒は逃亡し終りたりといふ事件に關して、幕府は、各國公使より嚴重の照會を受けたるも、なほ兇徒の踪跡を知らず、因て各譜代諸侯に命じ、公使館を警備せしむるに至りしも、然も各國公使は此處置に満足せず、米國公使を除くの外、英、佛、蘭の公使は、皆其國旗を捲いて、横濱に退去したり。此難局に關して、米國公使の厚誼は、殺害せられたる通辯官の遺族扶助料を支出することにありて、事局を結ぶ事を得たり。然も此間にありて、奔走この當面の解決に當りたるは彼にして、彼が數回に渉る談判は、能く事局を結了し終れるなり。かくて、横濱に退去したる公使等が、再び江戸の假館に歸り、其國旗を掲げて、當面葛藤の難局は、一旦結了したれども、攘夷黨は、益々其氣焰を高めて、彼が外交上に於ける收修に、非常の困難を極めしめたり。

此時に於て、米國公使は、麻布善福寺に、英國公使は、高輪東禪寺に、佛國公使は、三田際海寺に、蘭國公使は、伊皿子長應寺に居住したり。こゝに湧起したる事變は、普魯士國條約締結の全權たる、外國奉行堀織部正の變死なり。外國奉行たる堀氏の變死が、外國掛たる對馬守に没交渉たるべきいはれなきは勿論ながら、その、堀氏が變死の間際に殘せりといふ漢文體の遺書の如きは、大に彼の名譽を毀損せるのみならず、然も、その遺書として傳へて、彼をして世間に誤解せしめたる事多き、蓋し彼の地位をして危からしめんとせるもの、偽書たるは論なし。

萬延元年十一月十一日 當五月以來外國御用一人にて取扱骨折候に付時服七拜領之
萬延元年十二月二十一日 御勝手御入用掛大和守紀伊守申合可相勤旨被 仰付之

其十一月中、脇坂侯老職を辭され、本月初めに當りて、久世侯外國御用取扱被仰付しも、表面、應接上の事は、なほ對馬守一人にて解決せられたり。
文久元年 萬延二 改元 辛酉正月元日 登城年頭之賀儀を陳べらる。

文久元年三月二十一日 常々出精相勤近來外國御用向多端之所諸事引受取扱格別骨折候に付別段之 思召を以て領分の内薄地の分一萬石同高を以て村替被 仰付之

その此恩命を蒙るに至りしは、普國の通辯官則米國の書記官が、兇徒の暗殺に罹りたるより、外交上の難局に入りしを、米公使の厚意と共に、無事結了したる功績と、普國との條約、此月十二日を以て調印済となりたる功績とに依れり。
然るに、思慮なき攘夷黨は、徒らに公使の旗を捲いて横濱に去りたるを愉快とし、却つてその局面の進涉が、無事に終結したるを不快に感じ、米公

使の厚誼に酬ゆるに仇を以てし、公使が、廢帝の事を議したりなど、途適もなき虚構の點に論及して、世間を煽動し、ために人心變動多く、國際上の談判の如き、實に薄氷を踏むが如かりしといへども、然も對馬守は斷然として毫厘もその誤られたる世論に屈伏する所なし。こゝに信睦が、外交上最も苦心したるは、かの開港の期年が、追々切迫したるにあり。當時、外國と結びたる條約によれば、横濱、長崎、箱館は、安政六年を以て開港し、新潟は、既に昨萬延元年十二月が、開港の期限なるも、雙方に事故ありしが爲に、延期といふにはあらざれども、文久元年の春に及ぶも其運びを見るに至らず、然も漸く各國は幕府に迫るところあるに、一方攘夷黨のこの事を妨害するの期運も亦熟したるが如く見ゆ。此間に於ける外交上の當局者が板挾の状態に苦む、そのこゝに何人を以てするも苦しむが當然のみ。加之、兵庫及江戸、大阪の兩都は、明後年文久三年十二月を以て開港の約あり、今や攘夷黨四方に奔走するの最中、京都に

近き大阪兵庫を開港とするが如きは思ひも依らざる事に屬せんとす。信睦苦心、こゝに各國政府に通牒して、開港延期を宣言せるに、各國公使の肯せざるもの多く、こゝに又談判の進歩圓滿の解決を希望する對馬守の意中當代に於ての苦慮を、今に於て何人か又推しせざるものあらんや。

文久元年五月二十八日は、行睦をして、苦心せしめたる日の一なり。此日夜三更に當り、當面の達觀を能くし得ざる無暴の兇徒十數名、黨を組みて、高輪佛日山東禪寺に置かれたる、英國假公使館へ亂入したり。即ち東禪寺の外圍を破壊して、目的は其公使を刺殺せんと圖りしも、同寺警衛の別手組、諸侯にては松平助之丞、松平和泉守二侯の藩士よくこれを防禦し得て、暴徒をしてその目的を果さしめず、相互各死傷ありしも幸にして外國の使臣に事無からしめたり。對馬守は、此暴徒強襲の報と、捕縛されたる兇徒に就ての報を得るや、直ちに、侍臣三名を派して、其の確報を得

せしめ、一方其侍臣をして公使を見舞はしめたるも、彼は、誤られたる人心の傾向が、やがて外國に對する大事變ともなり、皇國の體面に危急なからしめんかの秋を想ふて、しきりに寒心したりといふ。

東禪寺に於ける事變後、日ならずして、彼は、英國公使と公會せり。此日騎兵歩兵數百をして護衛せしむ。

彼が西九下の上邸は、西丸城居現呈に面して表門あり。其南北、藩邸の左角は、西九の下馬に接し、右角は、坂下門と三町餘を隔つ。その門前より内溝の側迄、凡數十間あり。當日歩騎の兵馬、門の内外に充滿して、時に示威運動をなせり。

公使來邸、例の如く公會席に就きて、茶菓を供し、時候の挨拶終りて外交の談に入る。談酬にして、相互語氣鋭く、激論の絶頂、信睦床を鳴らし、公使卓を叩きて、相方の聲屏後に迫る。藩士等、其語を解する能はざりしも、互に戒めて其破裂に終らんを懸念したり。然るに、幸なる哉、談暫時

にして平調に復す。かくて局を結びて無事公使は歸路に就けり。此間凡三時間、歸るに臨んで公使の顔を見たりといふもの、顔色平常にして去ること決然たりしに相互共要領を得たるを思ひ、願れば對馬守微笑將軍の概あるに、全く安堵したりといふ。嗚呼外交の危急、彼が一步を誤らば、西丸城下、直ちに一大事を醸成すべきに、然も全く事無きを得たる以外、わが外交をして誤らざらしめしは、全く對馬守の努力識見の賜物なりとして幕末に事なかりしを、天下のために彼の氣量を讃歎して可なるべきなり。

文久元年八月十五日 先達而 思召を以て村替被 仰候に
 付三河國額田郡設樂郡美濃國方縣郡原見郡本巢郡陸奥國菊
 多郡磐前郡の内高一萬三千九百石餘上知被 仰爲旨代地
 三河國寶飯郡八名郡遠江國山名郡敷知郡美濃國羽栗郡席田
 郡土岐郡可兒郡多藝郡厚見郡の内込高共一萬七千八百三十

七石餘被仰付之

文久元年九月に至るも、開港延期の談判進捗せず、米國公使の外は、重大なる事件なれば、本國政府に問はざれば決答に及び難しとの理由を以て解決の事に至らず。

信睦は、こゝに、會て米國へ訪問の使を出したるの例に慣ひ、この解決上すべからく各國へ使節派遣の議を即決して、其本國に開港延期の事を請はすべしとの建議を、閣僚へ提出したりしに、閣議は、時節柄攘夷黨の憤怒を摘發せんことを恐れて、異議を唱へたるも、對馬守固持して、其の建議を曲げず、漸く閣僚を説伏して集議を一決せしめ、ここに歐洲各國へ使節派遣の議は果決せられ終んぬ。

文久元年十月、信睦は、歐洲各國へ使節差遣の果決によりて、其使節の任

選を行ひたり。即ち、外國奉行兼御勘定奉行竹内下野守、外國奉行松平石見守、御目付京極能登守を公使に命じ、隨從(福地源一郎もこの中にあり)數名を附せしめて、歐洲聯盟の六箇國、佛蘭西、英吉利、荷蘭、普魯士、魯西亞、葡萄牙の朝廷を訪問せしめて、其政府に直接交渉せしめ、開市五箇年間延期の談判に及ぶべき旨の全權を與へ、又、魯國に對しては、樺太の境界を定むべき命を下し、北緯五十度を以て、其經界の限度となし、それより一步も讓歩すべからざる旨の内訓を與へたりといふ。

かくて使節は、其十二月二十二日を以つて、品川沖を抜錨して、遠く歐洲に向ひたりしが、その談判の結果は、翌年彼が坂下遭難の引籠中に屬したり。

文久元年十二月十一日、和宮様御婚姻相濟まさせらる。

この御儀たる、井伊大老の胎謀にして、漸くこゝに御大禮の祝典を仰ぐに

至りしなり。大隈伯曰——此祝典の完了は對馬守が岩倉卿以下の公卿を信服したるに依れり

文久二年壬戌正月元日登城年頭の賀儀を陳べらる

文久二年正月十五日此日坂下の遭難に罹られたり

嗚呼無暴なるかの攘夷黨は、彼の權謀術數が、對馬守の上に行はれざるを見て、こゝに、一舉對馬守を要撃し、井伊掃部頭が櫻田の轍に効はしめんとしたるものなり。

文久二年二月に至るも、信睦の創處全く癒えず、此間、醫師より外に、他人の面會を禁じられたるにも係らず、彼は、通辨官森山多吉郎を枕頭に召すこと度々なり。蓋し、森山を介して、外交上の機密を窺知されたるなり。

文久二年三月十六日 領分美濃國土岐郡可兒郡之内出格之
思召を以て御引替被下候に付込高共千二十四石上知被仰付
爲代地同國土岐郡の内高四百石餘被下之

文久二年三月二十六日、彼の創所全癒したるに付、出勤登城す。これより先、彼の創を蒙むらさるゝや、世間或はいふ創のために立たずと、又は創全癒せらるゝも辭職せらるべしと、一藩に於ても、これより以後、閑地にあられて保養せられんを希ひしに、彼は、こゝに意を決して、再勤の臍を堅むるに至りたるなり。彼思へらく、今閑地に就くは易しといへども、此まゝにしての辭職を、世間何とやいはん、或は臆病なり卑却なりともいひ罵らん、或は彼の兇徒の持せし旨趣を眞實と信せしめて、安藤は不義者よと嘲られん、罵られんはいとはねど、嘲られんは我關せねど、一般思潮のつくところ、兇賊がさげし思想の實現せらるゝあらば、天下の危機この時を措て他あらんやと、今虎口を逃れて、再び虎口に入るが如きも、なほ一日も早く出勤して、然も思想の大勢に排されんには、其機に投じて又職を辭するの折もあるべしと、意を決して、一藩々士にこの意を示す、藩士又藩公の識見に伏せざるものなし。

文久二年三月二十六日、彼がその遭難以後の初登城の前に當り、いぬる正月十五日、防衛の諸士へ、恩賞せらる。勿論差等あり、次の如し。

- 十兩御加増被下
 - 御廣間番被仰付之
 - 六拾俵高に御加増被下
 - 大小姓本格被仰付之
 - 五拾七俵高御加増被下
 - 大小姓本格被仰付之
 - 三兩御加増被下
 - 大小姓本格被仰付之
 - 右同斷
 - 五拾俵高に御加増被下
 - 御徒頭格被仰付之
 - 三兩御加増被下
 - 御小納戸本格被仰付之
 - 三兩御加増被下
 - 御廣間番被仰付之
 - 三兩御加増被下
 - 御廣間番被仰付之
 - 三兩御加増被下
 - 御廣間番被仰付之
 - 右同斷
- (仁右衛門養子) 松本鍊次郎
 - (元高三拾俵一人扶持) 村上秀治
 - (元高廿七俵二人扶持) 伊藤東右衛門
 - (村上三右衛門小姓) 村上幸之進
 - (勘定人本格) 那須松之助
 - (大小姓) 友田六藏
 - (元高廿八俵二人扶持) 小藥平次郎
 - (書翰方) 上坂大五郎
 - (七左衛門番子) 殿木常松
 - (助大夫侍) 秋山金八郎
 - (供御徒士)
 - (御供徒士)

- 拾俵御加増被下
- 御徒目付格被仰付之
- 拾俵御加増被下
- 勘定人本格被仰付之
- (金拾兩番御加増被下)
- 御廣間番被仰付之
- 五俵御加増被下
- 勘定人本格被仰付之
- 五俵御加増被下
- 御廣間番被仰付之

- (勘定人本格) 吉田貞之進
- (御廣間番) 高澤幸之丞
- (御供徒士) 竹尾文藏
- (元高二十俵二人扶持) 横山森之助
- (中間頭) 林祿次郎
- (元高二拾俵二人扶持) 重五郎
- (御廣二番添役) 野田新八
- (御道是持) 端山官治

四俵御加増被下是迄之通
為御褒美銀子拾枚被下之

同
同
同
同
同

植竹大藏
近藤門之助
小山順太郎
井上源之丞

關老安藤對馬守

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

其重手を代負ひ一服不叶に相成候義に付
其身一代爲御手當一人扶持被下之付

五九二

富田彌三郎
淺井孫左衛門
渡邊與市
堀内傳左衛門
林萬五郎
松本仁太郎
久栖暎次郎
國府田千太郎
遠藤鐵三郎
伊丹新太郎
野口金兵衛
原田莊兵衛

爲御褒美金五百疋被下之

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
爲御褒美金五百疋
目二儀御加増被下
徒士格御加増被下
四儀御加増被下
徒士格御加増被下
爲御褒美金五百疋

對馬守 閱歷

(大目付)

(御右筆)

(御目付)

(大小目付)

(御徒士)

(同)

(同)

(押方)

(同)

(御道具持)

(同)

(御箱持)

山田 彦八

平松 銀八郎

鈴木 萬彌

山田 吉彌

和田 銀太郎

木村 豐太郎

後藤 鐵藏

五百藏

繁 藏

東 市

德次郎

清 吉

五九三

同 同 同 同 同
 (同) (同) (同) (同) (同)
 (御道具持) (御道具持) (御道具持) (御道具持) (御道具持)
 (押方) (押方) (押方) (押方) (押方)
 (番組) (番組) (番組) (番組) (番組)
 林平 万藏 服三郎 太郎右衛門 龜八
 なほ、陸尺八人に對して、金千疋を、御城入供參り二人へ鳥目三百文づつ、お供の者全部漏るゝ者無し。

文久二年四月十一日 外國御用取扱候間被下旨蒙 上意御
 手自御刀一脇美濃國兼舍拜領
 文久二年四月十一日 再願之趣無餘儀筋に付加判之列御免
 溜詰格被 仰付之
 文久二年八月十六日 勤役中不正之取計有之段追々就達

御聽候急度可被 仰付處出格之以 思召先達而村替被 仰
 付候場所其儘被 召上替地之儀者追而可被下且又隱居急度
 慎被 仰付家督無相違同氏鱗之助へ被下雁之間詰被 仰付
 之

蓋しこゝに不正の取計といふも、其意漠然何の意たるを知るに由なし。

十一代信民時代鱗之助 (以下信睦を老公と記す)

文久二年辛酉九月朔日 領分先達て上知被 仰付候爲代知
 陸奥國磐前郡菊多郡之内高壹萬貳千九石被下之
 文久二年辛酉九月朔日、常磐橋御門内屋敷御用に付、家作
 共差上替地は追て可被下旨御用番松平豐前守以書付 被達
 之。

文久二年、辛酉十月十二日、大塚屋敷へ引移らる。

文久二年辛酉十一月二十日 父對馬守勤役中不正之筋有之
先達御咎被 仰付候處猶追々達 御聽品々之箇條を以高之
内貳萬石被 召上對馬守永蟄居被 仰付之

久世侯と同文、また下文に左の箇條あり。

掃部頭死後も、其意を受け、外國人應接の節、不分明の事共有之由云云。

文久二年十一月二十日付蟄居命せられてより、老公は、正服麻上下を着けて表座敷にあり。殊に、滅地後、一藩の生活に關する事を苦慮し、内部を節約したるも、其筋の調へに依れば用度引き足らず、時節柄幕令一方の警備に充つるの時、公用を辨ずる能はず、因て、暫く上知之猶豫を乞はんと、文久三年癸亥四月に至りて、味岡朝五郎に留守居役を命じて、永野宗助に

代らしむ。當役は、君公が外勤の事を司る交際官なり。

留守居役は、これより、幕府の關老及び勘定奉行等の家に就いて、時勢の止み難きより、藩債を示して、一向上知之猶豫に勤めたるも、其人を得ざりしか、又何等の反應もなし。なほ、家老松本右内、勘定奉行保泉種三郎、勘定人山崎七之丞をして、藩債仕末、歳入歳出の調和を圖らしむ。

文久三年癸亥八月信民 八 卒す

十二代信勇時代 理三郎實内藤志摩守弟 文久三年癸亥十月二日相續

文久三年癸亥冬、大樹公上洛せられ、時勢彌切迫し、安藤藩は、羽田板橋等の警衛を命せらる。

元治元年甲子 改元 文久二月五日 先達而高之内二萬石上知仰被
仰付候領分陸奥國白川郡菊多郡磐前郡三河國寶飯郡額田郡
設樂郡之内込高二萬五千二百十五石餘上知被 仰付旨老中

板倉周防守被達之

元治元年甲子改文久四月頃より、常野兩州に涉りて、水戸浪人共暴行に及び、磐城平よりも人教出張を命ぜらる。

慶應元年乙丑改元治二五月十四日 常野兩州之賊徒等追討水戸表へ人數差出家來共格別骨折候段達御聽拔群之事に被思召候旨水野和泉守被達之

一藩の財政問題に關する上知猶豫の儀も、何等の甲斐なくして慶應元年を迎へたり。然も此年大樹公長防征討として大阪城に在り、爲に、時の關老諸侯も隨行せられをるに付、最早、江戸に於ける上知歎願の道も杜絶したるを以て、此處に重役矢代多門并味岡朝五郎は、協議の上其筋へ歎願の委任を帯びて上京を命ぜらる。兩人は、慶應二年正月を以て上京し、先づ會津侯の公用方野村左兵衛手代

木直右衛門兩氏及び二條攝政家の北小路に就き、其情を述べ、又、關老坂倉防州、松平伯州侯の妹即ち二侯に依て歎願する等、常に京阪の間に奔走せるに、其八月に至りて大樹公薨去せられ、一橋慶喜公の繼承を見る。これに依りて歎願の方針も替へられ、慶喜公の在らる、京都小池の館に就て其寵臣と評せらる、原市之進、梅澤孫太郎を介せんと、兩人は苦心漸く樞機を得て原市之進に面會し、兩人代る代る其居を叩きて歎願せるを、市之進も實情を篤と承して、折を以て慶喜將軍に具上せべきを約し、方々再會の折の報道を約して相別れたり。時に十一月の初旬なり。其後矢代多門、原市之進の居を叩きて其後の結果を尋ねたるに、市之進の曰く、「前日つぶらに慶喜公に具上したるに公のいはるゝに「元來久世以下の老中を咎むるの要はあらざりしなり、殊に安藤は外交の事によく努めたるもの、今に於て思へば氣の毒千萬なれども、又時世なればせんなし。よし、咎め儀は、其内に沙汰すべけれども、滅地復舊の點は、暫く時節を待

つべしと申傳へよ、何となれば、當今、井伊家を初め、各藩皆此歎願あれども、井伊家は朝廷に關係の深ければ、容易にこれを解き難し。然るを、其以下の者を、然も抜て回復の恩命に浴せしむるは、他に對しても至難あるべし。今後上知を猶豫し、其物成さへ收入せば、用度に缺くるところなかるべければ、なほ江戸に於て歎願し、將來の時機を待つべしと申聞かせよとの事にてあり。」との答へに、兩人は早速此旨を、急使を以て江所老公まで報道したるに、其使の到着に二日先だちて、老公御咎御免の達は安藤家の上に落ちたり。

慶應二年丙寅十一月二十日 養祖父對馬守事御咎御免者容易に難被 仰出儀に候得共 御新葬之砌に茂有之候に付別段之以 思召御咎御免被成下候旨以書付稻葉美濃守被達之

(江戸老中役宅に於て)

慶應三年乙卯に入るも、歎願の上命を奉せる矢代、味岡兩人は京師にあり。世は事態日々に通りて、山紫水明の京師は變じて修羅の衢となり、勤王の士の彼處に出没し、幕人の此處に斃るるありて、兩人とも旅舎の出入さへ能くする能はず、やがてその十月に於ける慶喜公の大政返上となり、戊辰の戦亂となりて、終に時勢は、幕府より滅地復舊の達書を受領することなくして、千載の遺恨を藩主藩士に感せしめたり。

慶應四戊辰年三月五日曉七ツ時老公供揃にて磐城表へ發駕す。

これより先二月二十九日を以て、十二代信勇上京の途に就く。老公は、先代より、藩の財政困難なるを以て常に殖産の事業に志を抱きたり。固て、御咎御免以後、蝦夷地開拓を思ひ立たれ、藩士服部庄太左衛門、松浦久内二氏をして、試に、北蝦夷地に渡船せしめ、該地シ、カリ川に於

ける漁獵のために大に計畫するところありしが、時勢の激變と、種々の事故とに防げられて、遂に其意を果す事を得ざりしは遺憾なりといふべし。

慶應四戊辰六月晦日より磐城平戦争

慶應四戊辰七月十三日磐城平落城

明治元年戊辰慶應四改元十二月に至り、老公、奥羽の諸侯と同盟し、王師に抗敵されたりとの咎に依り、土地替被 仰付 永蟄居被 仰付再び以前の如く謹慎せらる。

明治二年八月磐城平へ復歸を命ぜらる

明治二年九月 深き叡慮を以て永蟄居を免ぜらる

明治二年九月以後、老公は、世の開明を閑地に見ながら、二年有餘の風月を樂まる。

信時曾て劇職にある時と雖も、暇あれば和歌を詠じ、大字を書し、時に或は書を作りて自から樂しむ (大日本人名辭書——經濟雜誌社)

明治四年辛未十月八日午刻長逝せらる

時に歳五拾三、東京麹町栖岸院に葬る。法號を、謙徳院殿秀譽松巖鶴翁大居士と送る。

明治六年中、安藤家一族安藤直行男御名代として、從五位宣下相成しも、老公には、既に四年中卒去の旨申上られたるに、御取消相成り、位記返上に及びたり。

關老安藤對馬守——完結

對馬守花押

信睦

帰納肅



信行

帰納淨



信正

帰納盛

跋

今、大正癸丑の初秋、予北遊の途次、磐城平城の址に登る。舊構の廢毀已に久しと雖、新營の者の更に起るありて、萬戸富庶の形勢、居然たる濱海道の一都也。殊に其海光山色の眺望に至りては、固より易ること無し。但し、百年の人事は多く改まり、史冊に謂はゆる城主安藤對州公の昔日を徵すべき者は、僅に老樹殘隍の在るのみ。予彷徨登降、一朝の觀覽と雖、亦感想に勝へざるものあり。夫、嘉永癸丑は今を去る六十年、我國革新の機運まさに其命數に方れり。内外の事態急轉默移、是より數年の間に、變故百出し

て、殆窮まる所を知らず、治亂盛衰の形象は往々人の意表に見え、以て明治の聖代に定まれり、論者、即、大勢潜運の解ある、亦其所歟。惟ふに、我國の勃興は、其光焰を明治帝紀に揚げたるは、中外の具瞻する所の如し。而も近日に及び、北米移民の懸案、支那新國の前途、頗、邦人の憂懼を爲し、或は大勢の一張一弛を説くを聽き、遂に怒號暴發して、斬奸除賊を以て、政府當局に抗爭するを見る。凡、古今の事、其時を異にすと雖、其跡を同くする者あり。予は歲運循環の説を妄信するに非ざるも、又竊に此に疑惑無き能はず。東京に歸るの後、たまたま藤澤君の來りて安藤對馬守傳を示さるゝに會ふ、予の胸臆の感懷、いよいよ之

を加へたり。

安藤對州の家祖を重信と曰ひ、實に徳川幕府開創の閣老とす。信睦は、其裔孫を以て、江戸衰亡の危局に際し、挺身して柱石の任に當る、其施爲する所、最も前賢の典型を觀るべし。抑、戊午の黨獄、東西の離心、武家七百年の舊天下は、之を政治機關の上より推すも、社會組織の方より糺すも、今や頽蕩して之を支持するに力無し。安藤氏、其政務を此海内糜爛の後に執り、内外應接、萬難の中に立ちて、猶、作す有り。不幸にして、聲譽未だ集まらず、毀害早くも至り、之に因り咎を得て退引したるも、其勞や多とす可し。特に、友誼の道に由りて歐米の交際を調節し、降

嫁の禮を擧げて公武の關係を親密にし、之を以て外に對する日本の位地を明かにし、内に於ける江戸の安固を加へしは、豈一世に卓絶せる偉業ならずや。而も、奇變層出して、國勢は焉に定まらず、安藤氏も奇禍を買ひて其終りを全くせず。蓋、黨同伐異の激情は、徃々久年に渉る。且、爾後の時局は、連に安藤氏に反對せる勢力に由りて開展せらる。則、安藤氏の事蹟の世に稱へられずして、徒に淺俗に指斥せらるゝも、亦其以然り、哀むべきかな。舉世莽々、名利の向ふ所を卜ひて、誇張の筆を揮ふ者多しと雖、直氣を吐き枉屈を伸ぶるは、寥寥聞こゆる所莫し。則、藤澤君が其舊藩公の傳記を著作刊行するも、豈徒爾ならむや、其志最

も欽仰すべし。

或は謂ふ、榮辱も何か有らむ、人の得失は多く大勢大運の左右旋轉に由るのみ、成敗の迹を以て漫に人物を論ずべからずと。因りて又惟ふ、安藤氏の執政に當るや、聲望の侯伯は、越前春岳、薩摩三郎、土佐容堂等を推し、其方略は安藤氏の公武合體に外あらず。而も、是等の侯伯は、安藤氏を斥け更始の新政を布く。則、稱して反正と云へりと雖、幕府は中興する所無く、諸侯伯も皆違々として安んぜず。癸亥甲子の新政、諸公亦幾何ならずして皆罷め去りぬ。幕府の舊典型既に破れて、其善後重任の人を缺く、國家の危殆此の極まれり。則、前の安藤氏と後の越薩諸公と、其

六
施措せる所の得失は、計較して大差異を見ず。彼公武合體の豫想を完くし能はずして敗退したるは、兩者一なり。前者の施爲が、猶克く従前の典型を具へ、他年の効果を生じたるは、むしろ安藤氏の事業を示す者に非ずして何ぞ。苟公平の地に立ちて之を觀ずれば、必此間に人の至心と物の真相を得るあらむ。

抑、眇乎たる五萬石の平城主、固より資望を以て世を壓倒畏伏するに足らず。而も、幕政の終りに方り、入閣して其力を多難の間に致し、其事を將滅の日に行ふを得しは、聊、一幸とす可し。其奇辱に會ひて、保身に疎かりしが若きは、必しも之を問はず。予は安藤對州の執政に於きて、

毎に臨書耿々、慨然の想多し。藤澤君君の來り跋言を請はるゝや、直に胸臆を寫して之に贈る、辭も意を盡さず、靜察是れ祈る、何ぞ章を成すと云はむ。

大正二年十月六日

吉田東伍

重要なる正誤

四七頁	十三行	家茂 <small>いしげ</small>	家茂 <small>いしげ</small>
五七頁	十行	間部 <small>まべ</small>	間部 <small>まべ</small> (以下準之)
七八頁	六行	俗吏に委ねざるが故に	俗吏に委ねざるべからざるが故に
八三頁	五行	地各一萬石を	地を
一〇七頁	十二行	對馬頭	對馬守
一四四頁	十行	御厨子	御厨子
一四八頁	十一行	魯西亞	露西亞 (以下準之)
一七一頁	十行	竹内 <small>たけうち</small>	竹内 (以下準之)
二二一頁	三行	甲必丹の下 (Captain of a ship の Japanese words) を加ふ	

二二一頁

重要なる正誤

四七頁	十三行	家茂 <small>いえもち</small>	家茂 <small>いえもち</small>
五七頁	十行	間部 <small>まなべ</small>	間部 <small>まなべ</small> (以下準之)
七八頁	六行	俗吏に委ねざるが故に	俗吏に委ねざるべからざるが故に
八三頁	五行	地各一萬石を	地を
一〇七頁	十二行	對馬頭	對馬守
一四四頁	十行	御厨子	御厨子
一四八頁	十一行	魯西亞	露西亞 (以下準之)
一七一頁	十行	竹内 <small>たけうち</small>	竹内 (以下準之)
二二一頁	三行	甲必丹の下 <small>カピタン</small> (Captain of a ship の Japanese words) を加ふ	

大正三年七月十五日印刷
 大正三年七月十八日發行
 大正三年七月二十日再版



發行所

東京市本郷區森川町一丁目
 振替口座東京二八六〇一番

有隣洞書屋

著者	藤澤 衛彦
發行者	鏑木 柳
印刷者	下間 次郎 磨
印刷所	白王 舍

關老安藤對馬守典附
 定價金貳圓

東京市本郷區森川町一丁目
 有隣洞書屋
 振替口座東京二八六〇一番

f2

■ E'vn willow trees which growing on the bank, There flows spring wind, ■

序生先雪醒々佐士博學文

■ 著 彦 術 澤 藤 ■

史 遷 變 唄 行 流

美優版裝雅風匠意本製別版六四

繪錦代古判大色彩極麗典繪口

■ 頁十八百二 數頁 ■

■ 錢八料送 * 錢拾七金價定 ■

上、童話期の所謂流行唄の起原より起論して、下、大正亂雜期の所謂流行唄「真黒けのけ」を以て終る。其間の趣味ある流行唄の變遷は、社會問題を振れて元祿貞享より文化文政の變遷に至りて徳川文學の俗文學と共に粹める隆盛の極端を示し、かくて明治時代の變遷に至りて尤も批判の努力を至せり。東洋文化の發展に連れて、時に一大勢力を振へる流行唄の暗示を、唯、卒然として來り飄然として去るものなりと爲す勿れ。而して此書の史實が指す處に、何をいれつてな事おつしやいます勿れ。

所 行 發

地 野 一 町 川 澁 縣 郡 本 市 京 東

屋 書 洞 隣 有

番 一 〇 六 八 二 京 東 庫 口 金 貯 掛 振

■ I wish I could tell my heart, To the gentleman who loved me for a long time. ■

終